（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（財務諸表） **第十四条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 （事業報告書の作成） **第十五条**　（略） 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　研究所の目的及び業務内容 二　国の政策における研究所の位置付け及び役割 三　中長期目標の概要 四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五　中長期計画及び年度計画の概要 六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八　業績の適正な評価に資する情報 九　業務の成果及び当該業務に要した資源 十　予算及び決算の概要 十一　財務諸表の要約 十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明 十三　内部統制の運用状況 十四　研究所に関する基礎的な情報 （削る）	（財務諸表） **第十四条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 （事業報告書の作成） **第十五条**　（略） 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　研究所に関する基礎的な情報 イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究所の概要 ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究所への出向者の数 二　財務諸表の要約 三　財務情報 イ　財務諸表に記載された事項の概要 ロ　重要な施設等の整備等の状況 ハ　予算及び決算の概要 ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況 四　事業に関する説明 イ　財源の内訳 ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 3　事業報告書には、通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（研究所を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

2　この命令による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令第十四条及び第十五条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この項において同じ。）及び事業報告書（同法第三十八条第二項に規定する事業報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

○内閣府・国土交通省令第一号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十七条第二項、第二十四条第一項、第二十五条第一項第八号、第二十七条、第二十八条第二項、第二十九条、第三十一条の二第三項、第三十三条、第四十条第二項（同法第五十八条第十項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項及び第七十五条並びに不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第六条第一項第九号及び第二項の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。